



東北ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和7年8月8日

東北ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、東北ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

【東北ブロック取決事項】

歯 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	歯科エックス線撮影の「全顎撮影の場合」について、智歯の有無にかかわらず、患者の口腔内の状態等により 14 枚までの算定を認める。	歯科エックス線撮影の「全顎撮影の場合」については、歯科点数表第 4 部画像診断の通則に係る留意事項通知の通則 3 において、「歯科用エックス線フィルム 10 枚から 14 枚を用いて、全顎にわたり歯、歯槽骨等のエックス線撮影を行うものをいい、(中略)、使用したフィルムは撮影枚数に応じ 14 枚を限度とする(デジタル撮影の場合は 10 回から 14 回)」とあり、10 枚から 14 枚までの範囲での撮影であることが示されているが、撮影枚数については、智歯がない場合であっても個々の患者の口腔内状態や病態により 14 枚まで撮影する場合がある。	適用診療月 令和7年11月診療分

本件に関する問合せ先

東北審査事務センター

・ 内科・歯科審査室歯科審査課(TEL:022-785-9135)河村